

働き方・休み方改善コンサルタント

を利用しませんか？費用は一切かかりません。

労働時間等設定改善法や改正労働基準法（平成22年4月1日施行）により、企業の労働時間管理の重要性は増すばかりです。

島根労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」は個別事業場の労働時間全般の相談、説明会・研修会の講師の対応等に応じています。

「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用は無料です。

「働き方・休み方改善コンサルタント」は、専門的な知識や豊富な経験を有する社会保険労務士等から任用されています。

企業の相談内容に関する秘密は守られます。

次のようなお悩みや疑問を抱えられている企業の皆様、ぜひ「働き方・休み方改善コンサルタント」にご相談ください。

- ・ 所定外労働を削減するにはどうすればいい？
- ・ 変形労働時間制を導入するにはどうすればいい？
- ・ フレックスタイム制を導入するにはどんな手続きが必要？
- ・ 法定の休暇制度にはどんなものが？
- ・ パートタイム労働者の年次有給休暇はどうすればいい？
- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度とはどのような制度？
- ・ 慶弔休暇の法令上の位置付けは？
- ・ 仕事と生活の調和ってどんなこと？
- ・ 労働時間等設定改善法ってどんな法律？
- ・ 改正労働基準法の内容は？

「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用を希望される方は、利用申込書に必要事項をご記入の上、郵便又はFAXにて、下記あて先までお申し込みください。

なお、利用にあたってのご質問等については随時電話にて応じておりますので、下記問合せ先までお気軽にご連絡ください。

【問合せ・申込み先】

島根労働局労働基準部監督課

電話 0852-31-1156 FAX 0852-31-1163

〒690-0841 松江市向島町134番10

松江地方合同庁舎5階

働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

平成 年 月 日

島根労働局労働基準部監督課 御中

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

事業場の名称			
所在地	電 話 ()		
事業の種類		労働者数	人
担当者職氏名			
希望する事項に、○をご記入ください			
1. 事業場訪問日時 (希望日 平成 年 月 日頃)			
2. 講習会・社内教育・セミナー等の講師派遣			
3. 資料 (パンフレット・好事例等) の提供			
4. その他 ()			
特におたずねしたい事項があれば、○をご記入ください			
1. 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について			
2. 所定外労働の削減について			
3. 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) について			
4. 労使間の話合いの機会の整備について			
5. その他 ()			

※本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

下記あて先に郵便またはFAXにより、お申込みください。

【問合せ・申込み先】

島根労働局労働基準部監督課

電話 0852-31-1156 FAX 0852-31-1163

〒690-0841 松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階